

# 令和2年7月豪雨による被災者の皆様へ

## 生活福祉資金（緊急小口資金） 特例貸付のご案内

～ 一時的な生活費をお貸しします ～

### 貸付内容

- 貸付対象 令和2年7月豪雨により被災された方で、当座の生活費を必要とする世帯。
- 貸付限度額 一世帯につき1回限り。原則として10万円以内。  
ただし、以下の場合は20万円以内。
  - ① 世帯員の中に被災による死亡者がいる場合
  - ② 世帯員に要介護者がいる場合
  - ③ 4人以上の世帯である場合
  - ④ 世帯員に被災による重傷者や妊産婦、学齢児童がいる場合
- 措置期間 貸付けの日から1年以内
- 償還期限 措置期間終了後2年以内
- 貸付利子 無利子
- 保証人 不要
- 受付開始日 令和2年8月11日から

### 借入申込に必要なもの

- 被災したことがわかるもの（罹災証明書（または罹災証明書の写し）、もしくは被災証明書）
- 住民票（同居している世帯全員分・続柄が記載されたもの（発行3ヵ月以内））
- 身分を証明できるもの（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、在留カード（外国人）等）
- 印鑑（印鑑がない場合は受付時にお申し出ください）
- 申込者の預金通帳又はキャッシュカード等預金口座が分かるもの

○ 詳しく内容をお聞きになりたい方は、下記 受付相談窓口までご相談ください。

#### ◎ 受付相談窓口

八代市本町1丁目9番14号  
八代市社会福祉協議会(本所3階)

電話：0965-62-8228

受付時間：  
平日午前10時から午後4時まで  
(土日祝日は閉館しています)

